

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月九日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二十四条中「扶養控除額」の下に「、特定親族特別控除額」を加える。

第二十六条の四第一項ただし書中「若しくは法第三十四条第四項」を「、法第三十四条第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第二十六条の五の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加える。

第二十八条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「においては、払込書」を「には、払込書」に改める。

第五十六条の十三第二項中「及び運転免許証」の下に「（道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。以下同じ。）又は免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）」を加え、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（同条第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第五十六条の十三第二項第七号中「有効期限」を「有効期間の末日（運転免許証を提示する場合に限る。）」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 免許情報記録（道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録

をいう。以下同じ。）の番号及び有効期間の末日（免許情報記録個人番号カードを提示する場合に限る。）

第六十三条第二項中「及び運転免許証」の下に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならぬ。

第六十三条第二項第七号中「有効期限」を「有効期間の末日（運転免許証を提示する場合に限る。）」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 免許情報記録の番号及び有効期間の末日（免許情報記録個人番号カードを提示する場合に限る。）

附則第八条の五を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第八条の五 令和八年四月一日以後に第三十八条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第三十七条の十九第一号オに掲げる加熱式たばこをいい、第三十八条の二の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第三十八条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第三十七条の十九第一号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラム

をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

- 2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（第三十八条の二の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

附則第八条の十を次のように改める。

第八条の十 削除

附則第十五条の三第一項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に、「第十一条の七第一項に」を「第十一条の六第一項に」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十八条、第五十六条の十三第二項及び第六十三条第二項の改正規定並びに附則第八条の十の改正規定 公布の日

- 二 第二十条第三項の改正規定、附則第八条の五の改正規定及び附則第三条の規定

令和八年四月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十四条及び第二十六条の四第一項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 令和八年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十六条の四第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあ

るのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第二十六条の五の三第一項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十六条の五の三第一項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の奈良県税条例第二十六条の五の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（たばこ税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（新条例附則第八条の五第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、奈良県税条例第三十八条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第三十八条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第八条の五の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 奈良県税条例第三十八条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第八条の五第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に

〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第八条の五の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数